

令和 6 年度 第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和 6 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会を令和 7 年 1 月 27 日仁淀川町林業振興センター 2 階大会議室に召集する。

農業委員定数 14 名 現委員 14 名

農地利用最適化委員 7 名 現委員 7 名

2. 出席委員 13 名

欠席委員 1 名

農地利用最適化推進委員 5 名

欠席委員 2 名

(事務局) 5 名

3. 議案

議案第 10 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について

議案第 11 号…非農地証明願の審議について

その他

開会

午前 9 時 30 分

事務局 (●●) 令和 6 年度第 5 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は 18 名、内農業委員は 13 名で過半数に達しており会は成立
会長挨拶

本日の署名委員 (2 番●● ●●委員 3 番 ●● ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 10 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 19 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人 仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人 大阪府●● ●●番●●
●● ●●さん、●●歳、自営業

土地の所在 ●●字●●番●● 面積 388 m²

合計面積 388 m²、地目：台帳・現況とも畑

譲渡理由 売買

〔地区担当委員 ●● ●● 委員〕

1 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。

2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。

4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 20 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人 仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん ●●歳 無職

譲受人 仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん ●●歳 会社員

土地の所在 ●●字●● ●●番 面積 386 m²

●●字●● ●●番● 面積 91 m²

●●字●● ●●番 面積 136 m²

●●字●● ●●番● 面積 336 m²

●●字●● ●●番● 面積 41 m²

合計面積 990 m²、地目は台帳・現況とも畑

譲渡理由は売買

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1 月 22 日に譲受人●● ●●さんと事務局とで現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 21 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人 高知市●● ●●番地●●
●● ●●さん ●●歳 会社員

譲受人 仁淀川町●● ●●番地●●
●● ●●さん ●●歳 フリーター

土地の所在	●●字●● ●●番	面積 480 m ²
	●●字●● ●●番	面積 385 m ²
	●●字●● ●●番	面積 118 m ²

合計面積 983 m²、地目は台帳・現況とも畑

譲渡理由は贈与

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1 月 22 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 22 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人 仁淀川町●●番地●
●● ●●さん●●歳 農業

譲受人 仁淀川町●● ●●番地●
●● ●●さん ●●歳 農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 674 m²

合計面積 674 m²、地目は台帳・現況とも畑
譲渡理由は売買

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1 月 21 日事務局と譲受人●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 11 号

（非農地証明願の審議について）

○受付第 1 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

申請人 高知市●● ●●番地●● ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●●番●

面積 33 m²のうち地目は台帳・畑、現況・宅地

転用された年月日 平成元年、月日不詳

転用した理由及び現在の状況 平成元年に車を止める場所がこの場所しかないということから車庫を建築。宅地としてこれまで引き続き利用となっている。現状は、農地に再利用、復帰・復活することは不可能であると判断。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を1月22日に事務局と実施しました。

この土地は、平成元年に車庫を建築していて現在まで宅地として使用している状況。3年以上経過しており、今後、農地としての利用は難しい状況となっている。

以上の確認の結果、審議のほどよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

申請人 仁淀川町●● ●●番地 ●● ●●さん

土地の所在 ●●字●● ●●番地● 面積 640 m²

●●字●● ●●番 面積 4024 m²

合計面積 4664 m²、地目は台：畑、現況：山林

転用された年月日、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況 約20年前から山林として利用。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

20年ほど前からの山林という状況ということと同じように、もう現地は植林も一部あり、雑木がどっしりしたような状態で畑に復旧をするというのはなかなか困難である。

以上の確認の結果、審議のほどよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他

山椒説明会案内について

利用状況調査について

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員